

(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例に関する提言書

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

菊陽町協働の仕組みづくりに関する提言書

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

はじめに

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会は、平成21年8月から1年間に渡り、菊陽町にふさわしい協働の仕組みづくりについて検討してきました。

近年の社会情勢やライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化や地方分権の進展に伴い、これまで行政が担ってきた全国一律の公共サービスだけでは、住民一人ひとりに合ったきめ細かなサービスを提供することが困難になってきました。そこで、多様化し、広がる公共の領域を補完するためには、企業やNPO、住民、行政がそれぞれ役割を分担し、協働による新しい公共サービスを提供することが重要です。この新しい公共サービスが提供される協働のまちづくりを推進するためには、明確な仕組みを構築しなければなりません。仕組みに支えられ、継続、発展させていくことが重要です。

そのような中、本委員会は、協働の仕組みづくりを検討する組織として設置された「住民ワークショップ」、「コミュニティ検討委員会」、「職員プロジェクトチーム」からの意見を踏まえ、「情報共有」「町民参画」「協働」の3つを柱とした参画及び協働を推進するための条例素案づくりに着手しました。

この素案には、町民と町の財産である情報を共有することや、町民が町政に積極的に参画するための方法やその手続と、コミュニティ活動や町民公益活動への支援について規定しました。

また、町民もまちづくりにおける自らの役割を自覚しながら参画することを規定し、住みよいまちをつくる為のルールであることを規定しました。

この素案をそのまま条例化すれば参画及び協働が推進されるというものではありません。条例を制定することは協働のまちづくりの一つの手段であり、目的ではないと考えます。総合計画に掲げる「住民と行政が協働でつくるまち」を目指すためにはどのような仕組みが必要であるかを十分に検討し、**将来のビジョンを見据え、必要で実現可能な手法から条例化する方法を視野に入れるこ**

はじめに

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会は、平成21年8月から1年間に渡り、菊陽町にふさわしい協働の仕組みづくりについて検討してきました。

近年の社会情勢やライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化や地方分権の進展に伴い、これまで行政が担ってきた全国一律の公共サービスだけでは、住民一人ひとりに合ったきめ細かなサービスを提供することが困難になってきました。そこで、多様化し、広がる公共の領域を補完するためには、企業やNPO、住民、行政がそれぞれ役割を分担し、協働による新しい公共サービスを提供することが重要です。この新しい公共サービスが提供される協働のまちづくりを推進するためには、明確な仕組みを構築しなければなりません。仕組みに支えられ、継続、発展させていくことが重要です。

そのような中、本委員会は、協働の仕組みづくりを検討する組織として設置された「住民ワークショップ」、「コミュニティ検討委員会」、「職員プロジェクトチーム」から**提出された**意見を踏まえ、「情報共有」「町民参画」「協働」の3つを柱とした参画及び協働を推進するための条例素案づくりに着手しました。

この素案には、町民と町の財産である情報を共有することや、町民が町政に積極的に参画するための方法やその手続と、コミュニティ活動や町民公益活動への支援について規定しました。

また、町民もまちづくりにおける自らの役割を自覚しながら参画することを規定し、住みよいまちをつくる為のルールであることを規定しました。

この素案をそのまま条例化すれば参画及び協働が推進されるというものではありません。条例を制定することは協働のまちづくりの一つの手段であり、目的ではないと考えます。総合計画に掲げる「住民と行政が協働で**創る**まち」を目指すためにはどのような仕組みが必要であるかを十分に検討し、**背伸びす**

とも参画及び協働を推進させる一つ的手段であると考えます。

また、条例素案に規定していませんが、「コミュニティ検討委員会」で意見された（仮称）地域コミュニティ協議会の設立は、協働のまちづくりの中心的な役割を果たす重要な協働の仕組みであると考えます。

この提言により、住みよいまちをつくるための手段として位置づけられ、継続、発展していく菊陽町の町民参画及び協働の仕組みがつけられることを期待します。

平成22年8月

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

委員長 明石 照久
副委員長 大脇 成昭
委員 阿部 香壽美
甲田 峰子
佐藤 富雄
高山 忠
鶴尾 和憲
長野 真由美
矢野 誠也
山内 彰雄

《委員以下50音順》

ることなく、必要なものの内、実現可能なことから確実に取り組んでいくことも重要です。

また、条例素案に規定していませんが、「コミュニティ検討委員会」から意見された（仮称）地域コミュニティ協議会は、協働のまちづくりの中心的な役割を果たす重要な核になり得ると考えられるため、近い将来設立されることを望みます。

この提言が、今後の菊陽町の町民参画及び協働に関する条例策定に役立つことを期待します。

平成22年8月

菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

委員長 明石 照久
副委員長 大脇 成昭
委員 阿部 香壽美
甲田 峰子
佐藤 富雄
高山 忠
鶴尾 和憲
長野 真由美
矢野 誠也
山内 彰雄

《委員以下50音順》

(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例素案

前 文

ふるさと菊陽町は、雄大な阿蘇を望み、中央を清流白川が流れる自然豊かな郷土に息づく文化に育まれています。私たち町民は、かけがえのないこれらの財産を礎に、菊陽町が住みよいまちとなることを望んでいます。

近年、人々の価値観や生活様式は多様化し、行政需要に対するニーズも大きく変化しています。このような中、菊陽町が活気にあふれ、安心安全を実感できる住みよい理想のまちをつくるためには、町民と町が日々深いつながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築き、互いに協力し、知恵を出し合う参画と協働のまちづくりを実現していくことが強く求められます。

「参画」と「協働」が、住みよいまちづくりの合言葉として、多くの町民にとって共通の理解となる必要があります。そのために、まちづくりに関する情報は町民と町の共有財産であることや、町民の意向を町政に反映させる方法、コミュニティ活動などを支援していくことをこの条例に定めます。

誰かが何かをしてくれるだろう、という従来の他人任せの考えから脱却し、自治の主人公である町民のあらゆる知識や経験、創造力を結集させて、町と協働し、住みよいまちをつくるためこの条例を制定します。

前 文

ふるさと菊陽町は、雄大な阿蘇を望み、中央を清流白川が流れる自然豊かな郷土に息づく文化に育まれています。私たち町民は、かけがえのないこれらの財産を礎に、菊陽町が住みよいまちとなることを望んでいます。

近年、人々の価値観や生活様式は多様化し、行政需要に対するニーズも大きく変化しています。このような中、菊陽町が活気にあふれ、安心安全を実感できる住みよい理想のまちをつくるためには、町民と町が日々深いつながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築き、互いに協力し、知恵を出し合う参画と協働のまちづくりを実現していくことが強く求められます。

「参画」と「協働」が、住みよいまちづくりの合言葉として、全ての町民の共通の理解となる必要があります。そのために、まちづくりに関する情報は、町民と町の共有財産であることや、町民の意向を町政に反映させるための方法、コミュニティ活動などを支援していくことをこの条例に定めます。

自治の主人公である町民が、あらゆる知識や経験、創造力を結集させ、町と協働し、住みよいまちをつくるためにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、情報共有、町民参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、町民と菊陽町（以下「町」という。）が信頼関係を築きながら住みよいまちをつくることを目的とする。

【解説】

住み続けたいまち、住みたいまち、住んで良かったと思えるまちを、町民と町がともに考え、つくることを目的としています。町民と町がともにまちづくりを行うためには、お互いの信頼関係を築くことが重要であり、その実現のため、情報共有、町民参画、協働に関する基本的な事項をこの条例に定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、情報共有、町民参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、町民と菊陽町（以下「町」という。）が信頼関係を築きながら住みよいまちをつくることを目的とする。

【解説】

住み続けたいまち、住みたいまち、住んで良かったと思えるまちを、町民と町がともに考え、つくることを目的としています。町民と町がともにまちづくりを行うためには、お互いの信頼関係を築くことが重要であり、その実現のため、情報共有、町民参画、協働に関する基本的な事項をこの条例に定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町の区域内に住所を有する者

イ 町の区域内に通勤又は通学する者

ウ 町の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又はコミュニティ活動等を行う個人及び法人その他の団体

(2) 実施機関 町長、教育委員会及び農業委員会をいう。

(3) 情報共有 町民と町が、まちづくり及び町政に関する情報を相互に保有し、活用することをいう。

(4) 町民参画 町の施策等の立案や意思決定、評価等の過程において、広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に参画することをいう。

(5) パブリック・コメント手続 実施機関が施策等の案を公表し、この案に対して町民から提出された意見等を考慮して、意思決定を行うための手続きをいう。

(6) 協働 共通の目的を達成するために、町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、連携協力することをいう。

(7) コミュニティ活動 町民が自発的に行う地域のための活動をいう。

(8) 町民公益活動 町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること等を目的とする活動

(9) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町の区域内に住所を有する者

イ 町の区域内に通勤又は通学する者

ウ 町の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又はコミュニティ活動等を行う個人及び法人その他の団体

(2) 実施機関 町長、教育委員会及び農業委員会をいう。

(3) 情報共有 町民と町が、まちづくり及び町政に関する情報を相互に保有し、活用することをいう。

(4) 町民参画 町の施策等の立案や意思決定、評価等の過程において、広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に参画することをいう。

(5) パブリック・コメント手続 実施機関が施策等の案を公表し、この案に対して町民から提出された意見等を考慮して、意思決定を行うための手続きをいう。

(6) 協働 共通の目的を達成するために、町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、連携協力することをいう。

(7) コミュニティ活動 町民が自発的に行う地域のための活動をいう。

(8) 町民公益活動 町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること等を目的とする活動

(9) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第

3項に規定する附属機関及び実施機関が定める要綱等により設置された審議会等の機関をいう。

【解説】

この条例で使用する用語を定義しています。

- (1) 町内に住んでいる人、町内に通勤、通学する人や事務所、事業所を持つ個人や法人その他の団体など、さまざまな主体による参画及び協働が求められることから、それらを含めて「町民」と定義します。
- (2) 地方自治法第138条の4に規定される執行機関のうち、町長、教育委員会及び農業委員会を「実施機関」と定めます。
- (3) 「情報共有」とは、町民が持つまちづくりの情報や、町が持つ町政の情報をお互いに保有し、活用することです。
- (4) 町の施策等の立案、決定、評価などに町民の意見や提案を反映させるため、町民が町政に参画することを「町民参画」と定めます。
- (5) 「パブリック・コメント手続」とは町民参画手続の一つの方法であり、実施機関が、施策等の案を公表し、町民から意見を募集し、その意見等を考慮して意思決定を行う手続きのことです。
- (6) 「協働」とは、町民と町が同じ目的のために、それぞれの役割と責任に基づいて、協力し合うことをいいます。
- (7) 「コミュニティ活動」とは、町民が自発的に行う自治会活動などのことをいいます。
- (8) 「町民公益活動」とは、町民が自発的に行う公益性のある活動のことをいいます。
- (9) 「附属機関等」とは、地方自治法が規定する附属機関と、町の要綱等により設置される審議会や委員会等をいいます。

3項に規定する附属機関及び実施機関が定める要綱等により設置された審議会等の機関をいう。

【解説】

この条例で使用する用語を定義しています。

- (1) 町内に住んでいる人、町内に通勤、通学する人や事務所、事業所を持つ個人や法人その他の団体など、さまざまな主体による参画及び協働が求められることから、それらを含めて「町民」と定義します。
- (2) 地方自治法第138条の4に規定される執行機関のうち、町長、教育委員会及び農業委員会を「実施機関」と定めます。
- (3) 「情報共有」とは、町民が持つまちづくりの情報や、町が持つ町政の情報をお互いに保有し、活用することです。
- (4) 町の施策等の立案、決定、評価などに町民の意見や提案を反映させるため、町民が町政に参画することを「町民参画」と定めます。
- (5) 「パブリック・コメント手続」とは町民参画手続の一つの方法であり、実施機関が、施策等の案を公表し、町民から意見を募集し、その意見等を考慮して意思決定を行う手続きのことです。
- (6) 「協働」とは、町民と町が同じ目的のために、それぞれの役割と責任に基づいて、協力し合うことをいいます。
- (7) 「コミュニティ活動」とは、町民が自発的に行う自治会活動などのことをいいます。
- (8) 「町民公益活動」とは、町民が自発的に行う公益性のある活動のことをいいます。
- (9) 「附属機関等」とは、地方自治法が規定する附属機関と、町の要綱等により設置される審議会や委員会等をいいます。

(基本原則)

第3条 町民参画及び協働は、町民と町それぞれが有する情報を共有し、ともに学び合い、互いの意向を把握し、相互理解を深めながら行うものとする。

2 町民参画及び協働は、町民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されること並びに町民の福祉の増進及び町政運営の効率性が確保されることを基本として推進するものとする。

3 町民参画及び協働は、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ継続的に行われるものでなければならない。

4 町民参画及び協働は、その機会が町民に平等に保障されなければならない。

【解説】

1 まちづくりや町政を行うにあたっては、町民と町がともに学び、意思の疎通を図りながら参画及び協働することが重要です。

2 参画及び協働を行うことにより、施策等の立案、決定に時間がかかり、実施が遅れて不利益が生じてしまったりは避けられません。町民の持つ豊かな社会経験を施策等に反映させることは重要ですが、効率的かつ効果的な町政運営を行うことにも配慮しながら参画及び協働することが必要であることを定めます。

3 地方自治の本旨は団体自治と住民自治ですが、特に住民自治の要素である地域の行政は、住民の意思と責任に基づき、自主的で継続的に行われなければならないことを定めます。

4 まちづくりや町政を行うにあたっては、参画及び協働の機会が、平等に保障されなければなりません。

(基本原則)

第3条 町民参画及び協働は、町民と町それぞれが有する情報を共有し、ともに学び合い、互いの意向を把握し、相互理解を深めながら行うものとする。

2 町民参画及び協働は、町民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されること並びに町民の福祉の増進及び町政運営の効率性が確保されることを基本として推進するものとする。

3 町民参画及び協働は、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ継続的に行われるものでなければならない。

4 町民参画及び協働は、その機会が町民に平等に保障されなければならない。

【解説】

1 まちづくりや町政を行うにあたっては、町民と町がともに学び、意思の疎通を図りながら参画及び協働することが重要です。学びとは、単に知識を得ることだけではなく、住みよいまちをつくる方法を考え、習得することなどです。

2 参画及び協働を行うことにより、施策等の立案、決定に時間がかかり、実施が遅れて不利益が生じてしまったりは避けられません。町民の持つ豊かな社会経験を施策等に反映させることは重要ですが、効率的かつ効果的な町政運営を行うことにも配慮しながら参画及び協働することが必要であることを定めます。

3 地方自治の本旨は団体自治と住民自治ですが、特に地域住民の意思と責任に基づき地域の行政を行うという住民自治の要素を踏まえ、参画及び協働が自主的かつ継続的に行われなければならないことを定めます。

4 まちづくりや町政を行うにあたっては、参画及び協働の機会が、平等に保障されなければなりません。

(町の責務)

第4条 町は、町民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

- 2 町は、町民が自ら町政について考え、理解し、意見提出及び提案等ができるよう、町の施策等に関する情報をわかりやすく公開し、説明し、情報共有するよう努めるものとする。
- 3 町は、協働の推進に関して必要な施策等を行うよう努めるものとする。

【解説】

- 1 町は、町民の意見や提案を多くの施策等に反映させるため、参画の機会を設けるよう努めることを定めます。
- 2 町民が町政に参画するためには、町民自ら町政について考え、理解することが前提になります。そのために町は、施策等に関する情報をわかりやすく提供し、町民と共有できるように努めなければなりません。
- 3 町民と町との協働を推進する方法として、共催、委託、補助、協定などさまざまな方法がありますが、その方法に完成されたものではありません。そこで町は、実施する施策等の内容に応じた最適な方法で行うよう努めることを定めます。

(町の責務)

第4条 町は、町民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

- 2 町は、町民が自ら町政について考え、理解し、意見提出及び提案等ができるよう、町の施策等に関する情報をわかりやすく公開し、説明し、情報共有するよう努めるものとする。
- 3 町は、協働の推進に関して必要な施策等を行うよう努めるものとする。

【解説】

- 1 町は、町民の意見や提案をより多くの施策等に反映させるため、参画の機会を設けるよう努めることを定めます。
- 2 町民が町政に参画するためには、町民自ら町政について考え、理解することが前提になります。そのために町は、施策等に関する情報をわかりやすく提供し、町民と共有できるように努めなければなりません。
- 3 町民と町との協働を推進する方法として、共催、委託、補助、協定などさまざまな方法がありますが、その方法に完成されたものではありません。そこで町は、実施する施策等の内容に応じた最適な方法で行うよう努めることを定めます。

(町民の権利)

第5条 町民は、町が保有する町政に関する情報を求める権利を有する。

2 町民は、町政に参画するため、自らの意見を表明し、又は提案する権利を有する。

3 町民は、町政への参画を求める権利を有する。

【解説】

1 町民は、町政について自ら考え参画するために、町が保有する町政に関する情報を求める権利があることを定めます。

2 町民は、**住みよいまちをつくるため、自らの意見を表明したり、提案することにより町政に参画する権利があることを定めます。**

3 町民は、第9条第1項各号に定める町民参画の対象となる事項以外の町の施策等についても、町民参画を求める権利があることを定めます。

(町民の権利)

第5条 町民は、町が保有する町政に関する情報を求める権利を有する。

2 町民は、町政に参画するため、自らの意見を表明し、又は提案する権利を有する。

3 町民は、町政への参画を求める権利を有する。

【解説】

1 町民は、町政について自ら考え参画するために、町が保有する町政に関する情報を求める権利があることを定めます。

2 町民は**住みよいまちをつくるため、自らの意見を表明したり、提案する権利があることを定めます。**

3 町民は、第9条第1項各号に定める町民参画の対象となる事項以外の町の施策等についても、町民参画を求める権利があることを定めます。

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、参画するよう努めるものとする。

2 町民は、町民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な町民参画に努めるものとする。

3 町民は、特定の個人及び団体の利益を図ることを目的とせず、町民全体の利益を考慮することを基本として参画しなければならない。

【解説】

1 町民は、地域社会の一員であることを自覚し、参画するよう努めることを定めます。

2 町民は、他の町民の意見に耳を傾け、その意見を尊重し、**いかなる意見も**理解に努め参画することを定めます。

3 町民は、個人や団体の利益のためではなく、公共の利益を尊重しながら参画しなければならないことを定めます。

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、参画するよう努めるものとする。

2 町民は、町民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な町民参画に努めるものとする。

3 町民は、特定の個人及び団体の利益を図ることを目的とせず、町民全体の利益を考慮することを基本として参画しなければならない。

【解説】

1 町民は、地域社会の一員であることを自覚し、**まちづくり**に参画するよう努めることを定めます。

2 町民は、他の町民の意見に耳を傾け、その意見を尊重し、理解に努めて参画することを定めます。

3 町民は、個人や団体の利益のためではなく、公共の利益を尊重しながら参画しなければならないことを定めます。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第7条 町は、まちづくりに関する情報を収集及び整理し、町民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

2 町は、町の保有する情報を積極的に公開し、提供するよう努めるものとする。

3 町民は、地域に関心を持ちまちづくりに関する情報を発信するよう努めるものとする。

【解説】

1 町は、町民と情報を共有するために、コミュニティ活動などのまちづくりに関する情報を収集整理することで、町民ニーズを把握し、広聴活動を充実するように努めることを定めます。

2 町は、収集整理したまちづくりに関する情報や保有する町政に関する情報を積極的に公開し、提供することにより広報活動を充実するように努めることを定めます。

3 町民は、町民同士又は町と情報を共有するために地域に関心を持って、まちづくりの情報を発信するように努めることを定めます。

第2章 情報共有

(情報共有)

第7条 町は、まちづくりに関する情報を収集及び整理し、町民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

2 町は、町の保有する情報を積極的に公開し、提供するよう努めるものとする。

3 町民は、地域に関心を持ち、まちづくりに関する情報を発信するよう努めるものとする。

【解説】

1 町は、町民と情報を共有するために、コミュニティ活動などのまちづくりに関する情報を収集整理することで、町民ニーズを把握し、広聴活動を充実するように努めることを定めます。

2 町は、収集整理したまちづくりに関する情報や保有する町政に関する情報を積極的に公開し、提供することにより広報活動を充実するように努めることを定めます。

3 町民は、町民同士又は町と情報を共有するために地域に関心を持って、まちづくりの情報を発信するように努めることを定めます。

第3章 町民参画

第1節 町民参画の通則

(町民参画の方法)

第8条 この条例における町民参画手続の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 説明会
- (3) 附属機関等の委員公募
- (4) 政策提案手続
- (5) 町民討議会

2 実施機関は、前項各号に掲げる町民参画手続を行う場合、対象施策等の性質を勘案して効果的かつ適切であると認める方法で行わなければならない。

3 実施機関は、より多くの町民の意見及び提案等を求める必要があると認めるときは、複数の町民参画の方法を併用することができる。

【解説】

1 この条例でいう町民参画手続の方法を定めます。

- (1) パブリック・コメント手続は、施策等の案を公表し、その案に対して町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行うための手続です。また、町民から提出された意見等やそれに対して実施機関が検討した経緯と結果を公表します。
- (2) 対象施策等の説明をすることと、その施策等に対する町民の意見を聞くことを直接行うことができ、町民と町が双方向に直接やり取りを行うことで理解が深まります。
- (3) 附属機関等を設置するときは、委員を町民から公募することにより参画の機会を設けます。

第3章 町民参画

第1節 町民参画の通則

(町民参画の方法)

第8条 この条例における町民参画手続の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 説明会
- (3) 附属機関等の委員公募
- (4) 政策提案手続
- (5) 町民討議会

2 実施機関は、前項各号に掲げる町民参画手続を行う場合、対象施策等の性質を勘案して効果的かつ適切であると認める方法で行わなければならない。

3 実施機関は、より多くの町民の意見及び提案等を求める必要があると認めるときは、複数の町民参画の方法を併用することができる。

【解説】

1 この条例でいう町民参画手続の方法を定めます。

- (1) パブリック・コメント手続は、施策等の案を公表し、その案に対して町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行うための手続です。また、町民から提出された意見等やそれに対して実施機関が検討した経緯と結果を公表します。
- (2) **説明会**は、対象施策等の説明をすることと、その施策等に対する町民の意見を聞くことを直接行うことができ、町民と町が双方向に直接やり取りを行うことで理解が深まります。
- (3) 附属機関等を設置するときは、委員を町民から公募することにより参画の機会を設けます。

(4) 町民が自発的に政策を提案し、提案を受けた実施機関は施策等の立案について検討します。

(5) 特定の課題について、無作為に町民に呼びかけ、呼びかけに応じた町民同士により討議を行い施策等を提言します。提言を受けた実施機関は、施策等の立案について検討します。

2 実施機関は、対象施策等の性質や影響などを考慮して、効果的な町民参画の方法を選択して行うことを定めます。

3 より多くの方法で町民参画手続を行うことにより、多くの町民の意見や提案等を求めることができます。

(4) **政策提案手続は**、町民が自発的に政策を提案し、提案を受けた実施機関は施策等の立案について検討します。

(5) **町民討議会は**、特定の課題について、無作為に町民に呼びかけ、呼びかけに応じた町民同士により討議を行い施策等を提言します。提言を受けた実施機関は、施策等の立案について検討します。

2 実施機関は、対象施策等の性質や影響などを考慮して、効果的な町民参画の方法を選択して行うことを定めます。

3 **実施機関は**、より多くの方法で町民参画手続を行うことにより、多くの町民の意見や提案等を求めることができます。

(町民参画の対象)

第9条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、町民参画手続を行うものとする。

(1) 町の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画案等の策定又は変更

(2) 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃

ア 町の基本方針を定めるもの

イ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを定めるもの

ウ 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する徴収金、町税の税率及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定めるもの

(3) 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 事業実施後の行政評価等

(5) 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、町民参画手続を行うことを要しないものとする。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 法令の規定により基準が定められてあり、その基準に基づき行うもの

(4) 定型的又は経常的に行うもの

(5) 附属機関等が町民参画手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき実施機関が施策等の立案を行うもの

(6) 実施機関の内部にのみ適用されるもの

(7) 特定の個人及び法人の利害に直接関係するもの

(8) その他町長の認めるもの

(町民参画の対象)

第9条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、町民参画手続を行うものとする。

(1) 町の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画案等の策定又は変更

(2) 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃

ア 町の基本方針を定めるもの

イ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを定めるもの

ウ 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する徴収金、町税の税率及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定めるもの

(3) 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 事業実施後の行政評価等

(5) 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、町民参画手続を行うことを要しないものとする。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 法令の規定により基準が定められてあり、その基準に基づき行うもの

(4) 定型的又は経常的に行うもの

(5) 附属機関等が町民参画手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき実施機関が施策等の立案を行うもの

(6) 実施機関の内部にのみ適用されるもの

(7) 特定の個人及び法人の利害に直接関係するもの

(8) その他町長の認めるもの

【解説】

- 1 町民参画手続を行う対象となる施策等を定めています。
 - (1) 町の基本構想や総合計画、その他施策の基本的な事項を定める計画等は、「地域福祉計画」や「農業振興地域整備計画」などです。
 - (2) ア 例) 町民憲章や行政手続条例などです。
イ 例) 美しい町づくり条例や生活安全条例などです。
ウ 町民が負担する料金や税金などは、多くの町民が多大な関心を持っている事項であるため、本条例では、これらも対象にしました。ただし、法令で基準が定められている町税の標準税率などは意見を反映する余地がないため対象としません。
 - (3) 生活に重大な影響を及ぼす制度を導入又は改廃する場合は、事前に町民に公表し、意見を求めます。
 - (4) 事業実施後の行政評価等に参画の機会を設けます。
 - (5) 町民センターなどの重要施設の建設やその利用方法を変更する場合などは、利用者である町民のニーズを把握するため参画の機会を設けます。
- 2 町民参画手続を行わないことができる場合を定めています。
 - (1) 災害や不慮の事故が生じた場合や施策等の実施までに時間的な制約がある場合、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、参画手続を行ってからは間に合わない、又は効果が損なわれる場合です。
 - (2) 法令の改正により表現が変わるなど条例の内容に実質的な変更を伴わない場合などです。
 - (3) 個別の法令で基準が定められている場合は、その基準に基づき行われるので町民の意見を反映させる余地がありません。
 - (4) 定型的、経常的に行われるものは、町民の意見を反映させる余地がありません。

【解説】

- 1 町民参画手続を行う対象となる施策等を定めています。
 - (1) 町の基本構想や総合計画、その他施策の基本的な事項を定める計画等を対象とします。その他施策の基本的な事項を定める計画等とは、「地域福祉計画」や「農業振興地域整備計画」などです。
 - (2) ア 例) 町民憲章や行政手続条例などです。
イ 例) 美しい町づくり条例や生活安全条例などです。
ウ 町民が負担する料金や税金などは、多くの町民が多大な関心を持っている事項であるため、本条例では、これらも対象にしました。ただし、法令で基準が定められている町税の標準税率などは、意見を反映する余地がないため対象になりません。
 - (3) 生活に重大な影響を及ぼす制度を導入又は改廃する場合は、事前に町民に公表し、意見を求めます。
 - (4) 事業実施後の行政評価等に参画の機会を設けます。
 - (5) 町民センターなどの重要施設の建設やその利用方法を変更する場合などは、利用者である町民のニーズを把握するため参画の機会を設けます。
- 2 町民参画手続を行わないことができる場合を定めています。
 - (1) 災害や不慮の事故が生じた場合や施策等の実施までに時間的な制約がある場合、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、参画手続を行ってからは間に合わない、又は効果が損なわれる場合です。
 - (2) 法令の改正により表現が変わるなど条例の内容に実質的な変更を伴わない場合などです。
 - (3) 個別の法令で基準が定められている場合は、その基準に基づき行われるので町民の意見を反映させる余地がなく対象になりません。
 - (4) 定型的、経常的に行われるものは、町民の意見を反映させる余地がなく

- (5) 附属機関等が実施主体となって町民参画手続に準じた手続を行い、町民から意見等の提出を求め、その意見等を考慮し、実施機関へ報告、答申等した場合は、その報告等を受けた実施機関は改めて町民参画手続を行う必要はないと考えます。
- (6) 実施機関の内部にのみ適用されるものは、実施機関自らの責任と意思で決定すべき事項であるため、対象と**しません**。
- (7) 例えば土地の収用など、特定の個人や法人の利害に直接関係する場合などです。
- (8) (1) ~ (7) 以外で町長が不要と認めたものです。

対象になりません。

- (5) 附属機関等が実施主体となって町民参画手続に準じた手続を行い、町民から意見等の提出を求め、その意見等を考慮し、実施機関へ報告、答申等した場合は、その報告等を受けた実施機関は改めて町民参画手続を行う必要はないと考えます。
- (6) 実施機関の内部にのみ適用されるものは、実施機関自らの責任と意思で決定すべき事項であるため、対象と**なりません**。
- (7) 例えば土地の収用など、特定の個人や法人の利害に直接関係する場合などです。
- (8) (1) ~ (7) 以外で町長が不要と認めたものです。

(町民参画の時期)

第10条 町民参画手続は、広く町民の意見を反映することができるように、適切な時期に行うものとする。

【解説】

町が、町民参画の対象としている施策等の意図や背景を町民に説明でき、それに対して町民が意見提出や提案をすることができる時期であるかどうか。また、その施策等の立案実施の時期などを考慮して町民参画手続を行う時期を決めます。

(町民参画の時期)

第10条 町民参画手続は、広く町民の意見を反映することができるように、適切な時期に行うものとする。

【解説】

施策等はその内容により性格がさまざまであるため、具体的に参画の時期を定めることはできません。しかし、広く町民の意見を反映（施策等の案の修正や変更）することが可能な、できるだけ早い時期に行います。

(提出された意見及び提案等の取扱い)

第11条 実施機関は、町民参画手続を経て提出された意見及び提案等を総合的かつ多面的に検討し、町の施策等に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、提出された意見及び提案等の内容並びに提出された意見及び提案等を検討した経過及び結果は、菊陽町情報公開条例（平成13年菊陽町条例第7号）に定める不開示情報が明らかになるとき、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときを除き公表する。ただし、公表しない場合は、その理由を公表するものとする。

【解説】

1 実施機関は、提出された意見及び提案等を、町の施策等に反映させるためにさまざまな角度から検討します。

2 実施機関は、提出された意見や提案の内容を公表します。また、提出された意見及び提案等を検討した経過と結果も併せて公表します。ただし、菊陽町情報公開条例の不開示情報に該当する場合や第三者の利害を害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合などは公表しません。その場合は、公表しない理由を公表します。

(提出された意見及び提案等の取扱い)

第11条 実施機関は、町民参画手続を経て提出された意見及び提案等を総合的かつ多面的に検討し、町の施策等に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、提出された意見及び提案等の内容並びに提出された意見及び提案等を検討した経過及び結果を公表するものとする。ただし、次に掲げるものに該当するときは公表しないものとする。

(1) 菊陽町情報公開条例（平成13年菊陽町条例第7号）に定める不開示情報に該当するとき

(2) 第三者の利益を害するおそれがあるとき

(3) その他正当な理由があるとき

3 前項各号に該当するため公表しない場合は、その理由を公表するものとする。

【解説】

1 実施機関は、提出された意見及び提案等を、町の施策等に反映させるためにさまざまな角度から検討します。

2 実施機関は、提出された意見や提案の内容を公表します。また、提出された意見及び提案等を検討した経過と結果も併せて公表します。ただし、菊陽町情報公開条例の不開示情報に該当する場合や第三者の利害を害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合などは公表しません。

3 公表しない場合は、その理由を公表します。

(公表の方法)

第12条 町民参画手続に関する事項を公表するときは、次に掲げるいずれかの方法(複数の場合を含む)で行うものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 町ホームページへの掲載
- (4) その他周知すべき者に対し、効果的に周知できる方法

【解説】

この条例で規定する公表事項を公表するときは、町民に効果的に周知するために窓口での資料の供覧や配布、また、町広報紙や町ホームページへの掲載などの方法で行います。

(公表の方法)

第12条 町民参画手続に関する事項を公表するときは、次に掲げるいずれかの方法(複数の場合を含む)で行うものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 町ホームページへの掲載
- (4) その他周知すべき者に対し、効果的に周知できる方法

【解説】

この条例で規定する公表事項を公表するときは、町民に効果的に周知するために窓口での資料の供覧や配布、また、町広報紙や町ホームページへの掲載などの方法で行います。

(町民参画推進会議)

第13条 実施機関による施策等の立案の動向を把握し、町民参画の適正な実施を確保するため、菊陽町町民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、町長、副町長、教育長及び部長等をもって構成する。
- 3 推進会議は、町長が主宰する。
- 4 推進会議の実施に必要な手続については、別に定める。

【解説】

本条例に基づく町民参画の適正な実施を確保するために、菊陽町町民参画推進会議を設置します。推進会議は、町長が主宰し、町民参画の実施状況の確認や提案等された施策等（第17条第1項の規定により提案された政策や第18条第2項の規定により提出された提言）の立案要否の判断等を行う会議です。

(町民参画推進会議)

第13条 実施機関による施策等の立案の動向を把握し、町民参画の適正な実施を確保するため、菊陽町町民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、町長、副町長、教育長及び部長等をもって構成する。
- 3 推進会議は、町長が主宰する。
- 4 推進会議の実施に必要な手続については、別に定める。

【解説】

本条例に基づく町民参画の適正な実施を確保するために、菊陽町町民参画推進会議を設置します。

この推進会議は、町長が主宰し、町民参画の実施状況の確認や提案等された施策等（第17条第1項の規定により提案された政策や第18条第2項の規定により提出された提言）の立案をするか否かの判断等を行う会議です。

第2節 町民参画手続

(パブリック・コメント手続)

第14条 実施機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 施策等の案及び案を作成した趣旨、目的等に関するもの
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (3) 意見を提出することができる者の範囲

2 パブリック・コメント手続における意見提出期間は、原則30日以上とし、意見の提出を求める施策等の実施時期、内容等に応じて適切に定めるものとする。

【解説】

- 1 パブリック・コメント手続により意見を求めるときは、施策等の案やその関係資料、意見の提出先、提出方法、提出期限及び意見を提出することができる人の範囲などを定めて公表します。
- 2 意見提出期間は原則30日以上としていますが、急を要する場合等は期間が短くなる場合があります。

第2節 町民参画手続

(パブリック・コメント手続)

第14条 実施機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 施策等の案及び案を作成した趣旨、目的等に関するもの
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (3) 意見を提出することができる者の範囲

2 パブリック・コメント手続における意見提出期間は、原則30日以上とし、意見の提出を求める施策等の実施時期、内容等に応じて適切に定めるものとする。

【解説】

- 1 パブリック・コメント手続により意見を求めるときは、施策等の案やその関係資料、意見の提出先、提出方法、提出期限及び意見を提出することができる人の範囲などを定めて公表します。
- 2 意見提出期間は、原則30日以上としていますが、急を要する場合等は、期間が短くなる場合があります。

(説明会)

第15条 実施機関は、説明会の開催に当たっては、次の事項を事前に公表するものとする。

- (1) 施策等の案及び案を作成した趣旨、目的等に関するもの
- (2) 開催する日時及び場所

2 実施機関は、説明会を開催したときは、開催記録を作成し、公表するものとする。

【解説】

- 1 説明会を開催するときは、事前に施策等の案やその関係資料、開催日時や場所等を公表します。
- 2 説明会を開催したときは、その内容を開催記録として作成し、公表します。

(説明会)

第15条 実施機関は、説明会の開催に当たっては、次の事項を事前に公表するものとする。

- (1) 施策等の案及び案を作成した趣旨、目的等に関するもの
- (2) 開催する日時及び場所

2 実施機関は、説明会を開催したときは、開催記録を作成し、公表するものとする。

【解説】

- 1 説明会を開催するときは、事前に施策等の案やその関係資料、開催日時や場所等を公表します。
- 2 説明会を開催したときは、その内容を開催記録として作成し、公表します。

(附属機関等の委員公募)

第16条 実施機関は、附属機関等の委員を選任する場合は、その全部又は一部を町民から公募により選考するよう努めなければならない。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りではない。

- (1) 特に専門的な内容について審議等を行う機関
- (2) 特定の個人や団体に関して審議等を行う機関
- (3) 行政処分に関する審議等を行う機関

2 前項の公募の方法については、別に定める。

【解説】

- 1 実施機関は、附属機関等を設置する場合は、町民から委員を公募するよう努めることを定めます。ただし、専門性の高い内容や特定の個人や団体に関すること、行政処分に関する **こと**の審議等を行うときは、公募しないことができることを定めます。
- 2 公募の方法については、**設置される附属機関等ごと**に定めます。

(附属機関等の委員公募)

第16条 実施機関は、附属機関等の委員を選任する場合は、その全部又は一部を町民から公募により選考するよう努めなければならない。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りではない。

- (1) 特に専門的な内容について審議等を行う機関
- (2) 特定の個人や団体に関して審議等を行う機関
- (3) 行政処分に関する審議等を行う機関

2 前項の公募の方法については、別に定める。

【解説】

- 1 実施機関は、附属機関等を設置する場合は、町民から委員を公募するよう努めることを定めます。ただし、専門性の高い内容や特定の個人や団体に関すること、行政処分に関する審議等を行うときは、公募しないことができることを定めます。
- 2 公募の方法については、**別**に定めます。

(政策提案手続)

第17条 町民は、第9条第1項各号に掲げる事項について、町民10人以上の連署をもって、実施機関に政策を提案することができる。

2 前項の規定による提案を受けたときは、次の事項を推進会議で決定するものとする。

(1) 当該提案の政策提案手続対象事項に関する該当性

(2) 政策提案手続対象事項に該当する場合の該当政策に関する施策等の立案の要否

【解説】

1 町民は、町民参画の対象になっている事項について、町民10人以上の連署で政策を提案することができることを定めます。

2 実施機関は、政策の提案を受けたときは、その内容が町民参画の対象事項に該当するか**どうか**を推進会議で判断します。また、町民参画の対象事項であると判断した場合は、その政策に関する施策等の立案が必要であるかどうかを判断します。

(政策提案手続)

第17条 町民は、第9条第1項各号に掲げる事項について、町民10人以上の連署をもって、実施機関に政策を提案することができる。

2 前項の規定による提案を受けたときは、次の事項を推進会議で決定するものとする。

(1) 当該提案の政策提案手続対象事項に関する該当性

(2) 政策提案手続対象事項に該当する場合の該当政策に関する施策等の立案の要否

【解説】

1 町民は、町民参画の対象になっている事項について、町民10人以上の連署で政策を提案することができることを定めます。

2 実施機関は、政策の提案を受けたときは、その内容が町民参画の対象事項に該当するか**否か**を推進会議で判断します。また、町民参画の対象事項であると判断した場合は、その政策に関する施策等の立案が必要であるかどうかを判断します。

(町民討議会)

第18条 実施機関は、特定の課題について、町民同士の討議による提言を求めるときは、町民討議会を実施することができる。

2 町民討議会は、**住民基本台帳**から無作為に町民委員候補を抽出し、承諾を得た町民をもって構成し、討議し、その結果を実施機関に提言することができる。

3 実施機関は、町民討議会から提言を受けたときは、推進会議で施策等の立案の可否を決定する。

4 町民討議会の実施に必要な手続については、別に定める。

【解説】

1 実施機関は、町民同士の討議による提言を求めるため、町民討議会を実施できることを定めます。

2 実施機関は、住民基本台帳から無作為に抽出した町民に討議会参加の案内をします。町民討議会は、承諾をした町民により構成します。討議を行う前に、専門家から講義を受け、課題に関する知識を得た後複数のグループに分かれ討議を行い、その結果を提言することができます。

3 実施機関は、町民討議会から提言を受けたときは、推進会議で施策等の立案が必要であるか否かを判断します。

4 町民討議会を実施するために必要なことを**規則や要綱などに規定することを**定めます。

(町民討議会)

第18条 実施機関は、特定の課題について、町民同士の討議による提言を求めるときは、町民討議会を実施することができる。

2 町民討議会は、**町民のうち、第2条第1号アに該当する者の中から**無作為に町民委員候補を抽出し、承諾を得た町民をもって構成し、討議し、その結果を実施機関に提言することができる。

3 実施機関は、町民討議会から提言を受けたときは、推進会議で施策等の立案の可否を決定する。

4 町民討議会の実施に必要な手続については、別に定める。

【解説】

1 実施機関は、町民同士の討議による提言を求めるため、町民討議会を実施**することができる**ことを定めます。

2 実施機関は、住民基本台帳**など**から無作為に抽出した町民に討議会参加の案内をします。町民討議会は、承諾をした町民により構成します。討議を行う前に、専門家から講義を受け、課題に関する知識を得た後、**複数のグループに分かれ**討議を行い、その結果を提言することができます。

3 実施機関は、町民討議会から提言を受けたときは、推進会議で施策等の立案が必要であるか否かを判断します。

4 町民討議会を実施するために必要なことを**別に**定めます。

(再度の町民参画手続)

第19条 実施機関は、町民参画手続を行った後に、施策等の内容を大幅に修正した場合は、再度町民参画手続を行うことができる。

【解説】

町民参画手続を行った後、提出された意見により大幅に施策等の案を修正した場合や、提出された意見では修正がほとんど無かった場合でも、実施機関が施策等の案を再検討して大幅に修正した場合は、再度町民参画手続を行うことができることを定めています。

(再度の町民参画手続)

第19条 実施機関は、町民参画手続を行った後に、施策等の内容を大幅に修正した場合は、再度町民参画手続を行うことができる。

【解説】

町民参画手続を行った後、提出された意見に基づいて大幅に施策等の案を修正した場合や、提出された意見がなかった、あるいは提出された意見に基づいた修正がほとんど無かった場合でも、実施機関が施策等の案を再検討して自ら大幅に修正した場合は、再度町民参画手続を行うことができることを定めています。

第4章 協働

(協働の原則)

第20条 町民と町は、公共的な課題の解決を図るため、それぞれの役割分担のもと、相互協力による日常的な協働を進めるものとする。

【解説】

町民と町が連携協力し、公共的な課題を解決するために日常的な協働を進めることとしています。協働は、町の仕事を町民が代わって行うというのではなく、相互協力により住みよいまちをつくる為に行うものです。

第4章 協働

(協働の原則)

第20条 町民と町は、公共的な課題の解決を図るため、それぞれの役割分担のもと、相互協力による日常的な協働を進めるものとする。

【解説】

町民と町が連携協力し、公共的な課題を解決するために日常的な協働を進めることとしています。協働は、町の仕事を町民が代わって行うというのではなく、相互協力により住みよいまちをつくる為に行うものです。

(学習の場)

第21条 実施機関は、町民のまちづくりへの参画、協働を進めるため、町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町又は町民同士が学びを通じて自由な議論をする町民ワークショップを設置することができる。

2 町民は、町民公益活動やコミュニティ活動等の一環として、町民10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を実施機関に求めることができる。

3 実施機関は、前項の規定による町民ワークショップの設置を求められたときは、町民ワークショップへの参加を町民に募集することができる。

4 実施機関は、町民のまちづくりへの参画、協働を推進するための学習の機会を確保するため、出前講座を実施することができる。

【解説】

1 参画及び協働を推進するためには、まちのことを知り、学ぶことが重要です。そこで町民同士や町と学びを通じた議論を行う町民ワークショップを設置することができることを定めます。

2 学習の場は、実施機関が設置するだけでなく、町民公益活動やコミュニティ活動などの一環として、町民10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を求めることができることを定めます。

3 第2項で10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を求めることができることを定めていますが、町民ワークショップを実施する場合は30人程度を想定しています。実施機関は、設置を求められた町民ワークショップについて参加者の募集を行うことができ**ますが**、募集の結果、人数が集まらなければ実施しない場合もあります。

4 既に出前講座は実施していますが、学習の場としてこの条例の中に位置づ

(学習の場)

第21条 実施機関は、町民のまちづくりへの参画、協働を進めるため、町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町又は町民同士が学びを通じて自由な議論をする町民ワークショップを設置することができる。

2 町民は、町民公益活動やコミュニティ活動等の一環として、町民10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を実施機関に求めることができる。

3 実施機関は、前項の規定による町民ワークショップの設置を求められたときは、町民ワークショップへの参加を町民に募集することができる。

4 実施機関は、町民のまちづくりへの参画、協働を推進するための学習の機会を確保するため、出前講座を実施することができる。

【解説】

1 参画及び協働を推進するためには、まちのことを**学び、知る**ことが重要です。そこで、町民同士や町と学びを通じた議論を行う**ための**町民ワークショップを設置することができることを定めます。

2 学習の場は、実施機関が設置するだけでなく、町民公益活動やコミュニティ活動などの一環として、町民10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を求めることができることを定めます。

3 第2項で10人以上の連署をもって町民ワークショップの設置を求めることができることを定めていますが、町民ワークショップを実施する場合は30人程度を想定しています。**そのため**実施機関は、設置を求められた町民ワークショップについて参加者の募集を行うことができることを定めます。**しかし**、募集の結果、人数が集まらなければ実施しない場合もあります。

4 既に出前講座は実施していますが、学習の場としてこの条例の中に位置づ

けています。

けています。

(コミュニティ・町民公益活動)

第22条 町は、コミュニティ活動及び町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力、環境づくり等必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

町は、町民の自発的な参画によって行われるコミュニティ活動や町民公益活動に対し、情報の提供や活動への協力を行うなど、必要な支援を行うよう努めます。

(コミュニティ・町民公益活動)

第22条 町は、コミュニティ活動及び町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力、環境づくり等必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

町は、町民の自発的な参画によって行われるコミュニティ活動や町民公益活動に対し、情報の提供や活動への協力を行うなど、必要な支援を行うよう努めます。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第23条 この条例は必要に応じ、随時見直しを行う。

【解説】

この条例で定める情報共有、町民参画、協働の方法は完成されたものではありません。社会情勢の変化や町民参画・協働の推進状況を考慮し、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第23条 この条例は必要に応じ、随時見直しを行う。

【解説】

この条例で定める情報共有、町民参画、協働の方法は完成されたものではありません。社会情勢の変化や町民参画・協働の推進状況を考慮し、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を施行するために必要な事項を規則で定めることを委任することについて定めています。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を施行するために必要な事項は規則で定めます。